

緊急事態宣言及び休業要請の解除に伴う対応について

福岡県における緊急事態宣言の解除が政府から発され、大学に対する休業要請に関しても感染防止対策を十分に講じることを条件に解除されました。

これらを受けた今後の授業予定等についてお知らせします。

1. 従前よりお知らせのとおり、5月末までは遠隔授業（オンライン授業）を原則とし、面接授業（学内における通常授業）は6月1日（月）から開始します。
2. 暫定的に、5月中であっても、次の場合は通学を許可します。
 - 2-①：担当教員又は教務課からの指示を受けた場合の授業（学部のゼミ、大学院の研究、専攻科の演習等）に際する各教室の利用
 - 2-②：大学での自修を希望する場合の図書館の利用
（開館時間は平日10時～16時30分）※5月中は上記以外の施設の利用はできません。
※利用に際しては、担当教職員の指示により、衛生管理を徹底してください。
3. 6月1日（月）からの講義・演習については、面接授業及び遠隔授業を併用し実施します。但し、公共交通機関を利用した通学時の密集を避けるため、面接授業は2～4時間目に限定し実施し、また、学内における密集を避けるため、学年により面接授業の曜日を指定します。
6月1日（月）からの時間割は、追って教務課からお知らせします。
4. 登校時はマスクを着用してください。その他、健康観察等、感染対策については、別途お知らせします。
5. 学食の営業について
6月1日（月）から学生食堂の営業を再開します。
但し、当面は感染防止の観点から、テイクアウトメニューでの販売を予定しています。
また、密集を避けるため、学食内の座席数を制限します。（例外的に教室内での昼食を許可します）

2020.5. 20

リスク管理委員会